## 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の一部改正案について

## 背景

- 携帯電話の新たな規格である第5世代移動通信システム(5G)について、平成31年3月末頃までに周波数割当てが行われる予定。
- 特に、5Gの導入に当たっては、高速化・大容量化や高周波数帯の利用のために基地局の更なる小セル化や 多セル化が必要となるが、物理的なスペースや景観上の問題等があるため、**鉄塔等の設備を他人に使用させ、** 又は複数事業者間で共同で使用する「インフラシェアリング」がこれまで以上に重要となる。
  - ※これを踏まえ、総務省では、平成30年12月、「インフラシェアリング」に係る関係法令の適用関係の明確化を図るガイドライン(「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」)を策定。

## 改正案

- これまで、本ガイドラインの**適用対象となる設備保有者**については、電気通信事業者以外の者が設置した鉄塔等の設備は本来に空中線の設置を目的として整備されたものではないため、**電気通信事業者に限定**。
- 今後、「インフラシェアリング」について、**鉄塔等の設備のみを保有する電気通信事業者以外の者が、鉄塔等 の設備を電気通信事業者に使用させる事業形態も想定**されることを踏まえ、本ガイドラインの適用対象となる設備保有者について、**認定を受けた電気通信事業者に鉄塔等の設備を提供する者を追加**。



電気通信事業に該当せず

①鉄塔等のシェアリング

②アンテナ、基地局装置等の シェアリング

(移動通信事業者各社が設置)